

表③ 国保税の計算例

| 医 療 保 険 分           | ①所得割額（算定基準額）×（率）                                                              | ②均等割額  | ③平等割額                                  |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------------------------------|
| お父さん(42歳)（所得 250万）  | $(250\text{万}-33\text{万}) \times 7.7\% = 167,090$                             | 23,000 | 20,100                                 |
| お母さん(38歳)（所得 32万）   | $(32\text{万}-33\text{万}) \times 7.7\% = 0$                                    | 23,000 |                                        |
| おじいちゃん(67歳)（所得 60万） | $(60\text{万}-33\text{万}) \times 7.7\% = 20,790$                               | 23,000 |                                        |
| 子ども(中学生/14歳)（所得 なし） |                                                                               | 23,000 |                                        |
| 合計:299,900円         | (小計) 187,880                                                                  | 92,000 | 20,100                                 |
| 後 期 高 齢 者 支 援 金 分   | ④所得割額（算定基準額）×（率）                                                              | ⑤均等割額  | ⑥平等割額                                  |
| お父さん(42歳)（所得 250万）  | $(250\text{万}-33\text{万}) \times 2.0\% = 43,400$                              | 5,400  | 5,400                                  |
| お母さん(38歳)（所得 32万）   | $(32\text{万}-33\text{万}) \times 2.0\% = 0$                                    | 5,400  |                                        |
| おじいちゃん(67歳)（所得 60万） | $(60\text{万}-33\text{万}) \times 2.0\% = 5,400$                                | 5,400  |                                        |
| 子ども(中学生/14歳)（所得 なし） |                                                                               | 5,400  |                                        |
| 合計:75,800円          | (小計) 48,800                                                                   | 21,600 | 5,400                                  |
| 介 護 保 険 分           | ⑦所得割額（算定基準額）×（率）                                                              | ⑧均等割額  | 【注意】<br>介護保険分は、40歳から64歳までの被保険者のみ算定します。 |
| お父さん(42歳)（所得 250万）  | $(250\text{万}-33\text{万}) \times 1.55\% = 33,635$                             | 8,400  |                                        |
| 他の家族は非該当            |                                                                               | 0      |                                        |
| 合計:42,000円          | (小計) 33,635                                                                   | 8,400  |                                        |
| 年間国保税額 417,700円     | 医療保険分(①+②+③)+後期高齢者支援金分(④+⑤+⑥)+介護保険分(⑦+⑧)<br>299,900円+75,800円+42,000円=417,700円 |        |                                        |

※医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分にそれぞれ100円未満の金額がある場合は切り捨てて計算します。

表④ 国保税(均等割と平等割)の減額基準

| 軽減割合 | 世帯内の前年中の合計所得                          |
|------|---------------------------------------|
| 7割軽減 | 330,000円以下                            |
| 5割軽減 | 330,000円+245,000円×(被保険者数および旧国被保数－1)以下 |
| 2割軽減 | 330,000円+350,000円×被保険者数および旧国被保数 以下    |

※5割軽減の場合、擬制世帯(世帯主は国保被保険者ではないが、その世帯内に国保被保険者がいる世帯)は被保険者数に1人加えた数で判定します。  
※2割軽減の場合、被保険者数には擬制世帯主(上記の世帯主)は含みません。  
※減額の基準となる所得と所得割額を算定する際の所得とは異なる場合があります。  
※旧国被保数とは…旧国保被保険者(国保から後期高齢者医療制度へ移行した人)の人数。



国保税の算定方法

国保税の金額は、医療保険分と後期高齢者支援金分、介護保険分の3つの合計金額です。

税率や計算例は表②、③のとおり。なお、年度途中で75歳になる人の税額は、あらかじめ後期高齢者医療制度に加入する月の前月分までを算定しています。

医療保険分と後期高齢者支援金分の金額は、被保険者の前年中の所得から算定する「所得割額」と、被保険者数に応じて算出した「均等割額」、世帯ごとの「平等割額」の合

今月中旬に、平成22年度の納税通知書を世帯主あてに送付します。

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険の加入者が病気やケガで病院にかかったとき、必要な医療費を賄うための、たいせつな財源です。国保制度の健全な運営のため、国保税の納付にご協力をお願いします。

国民健康保険税

計額です。

介護保険分

介護保険分は40歳以上65歳未満の人が対象です。「所得割額」と、被保険者数に応じて算出した「均等割額」の合計額です。

今年度、65歳になる人

65歳になる月の前月までの介護保険分を10回に分けて算定します。

今年度、40歳になる人

40歳の誕生日の前日が属する月から月割りで計算。誕生日の翌月に税額の変更通知書を送付します。

納税義務者は世帯主

国民健康保険は、国保税の負担能力のない幼児や高齢

表② 国保税の税率表

| 区分    | 医療保険分    | 後期高齢者支援金分 | 介護保険分    |
|-------|----------|-----------|----------|
| 所得割額  | 7.70%    | 2.00%     | 1.55%    |
| 均等割額  | 23,000円  | 5,400円    | 8,400円   |
| 平等割額  | 20,100円  | 5,400円    | なし       |
| 限度額   | 500,000円 | 130,000円  | 100,000円 |
| 基礎控除額 | 330,000円 | 330,000円  | 330,000円 |

◎医療保険分…74歳までの人の医療費に充てられます。  
◎後期高齢者支援金分…75歳以上の人の医療費に充てられます。  
◎介護保険分(40歳～64歳の人)…介護サービスの費用に充てられます。

世帯主が国民健康保険に加入していても、納税義務者は世帯主です。その場合は、世帯主の「所得割額」や「均等割額」は加算されません。

世帯主が国民健康保険に加入していても、納税義務者は世帯主です。その場合は、世帯主の「所得割額」や「均等割額」は加算されません。

国保税の減額措置  
所得の申告が必要です

世帯の被保険者全員と世帯主の前年中の所得合計が一定基準以下の場合には「均等



割額」と「平等割額」が減額されます。(表④)

なお、前年中の所得申告などをせず、家族の所得申告などで扶養親族になつていない人が世帯内にいる場合は、減額措置を受けることができません。所得がない場合も必ず申告をしてください。

国保税の特別徴収

次の①から③のすべてに該当している人、また今年度中に該当が見込まれる人は、国保税を年金から差し引いて納めていただくこと(特別徴収)になっています。

①世帯主が国民健康保険の被保険者となっている。

②世帯の国民健康保険の被

保険者全員が65歳以上75歳未満になっている。

③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上で、また国保税と介護保険料を合わせた額が、特別徴収の対象となる年金の受給額の2分の1を超えていない。

ただし、年度途中で国民健康保険に加入した場合や世帯主が変更になつた場合などについては、前記の条件に該当しても、特別徴収にはなりません。

また、税額の変更によつて、特別徴収が中止となる場合があります。

特別徴収は、4月から8月の仮徴収と、10月から翌年2

納付が困難なときは、早めに相談をしてください。

非自発的離職者に  
係る国保税の軽減

地方税法などの改正に伴つて、倒産や解雇、雇い止めなどに遭い、離職された人たちの国保税が軽減されることになりました。

対象となる条件など、詳しくは、国保年金課までお問い合わせください。

口座振替の推進

市では、口座振替による納税や保険料などの納付を推進しています。

納付は便利な口座振替

税などを納付書で納めている人は、手間がかからず納め忘れのない口座振替が便利。手続きは、金融機関などに

納税通知書・通帳・通帳届け出印を持参して申し込みください。また、市役所収税課・国保年金課・介護保険課窓口(ゆうちょう銀行除く)でも受け付けています。

問い合わせ

▼市・県民税について 糸島市税務課 ☎(3332)20066  
▼介護保険料について 糸島市介護保険課 ☎(3332)20070  
▼国民健康保険について 糸島市国保年金課 ☎(3332)20071  
▼納税や口座振替について 糸島市収税課 ☎(3332)20067